

令和3年12月27日

令和3年度第9回大崎市農業委員会総会  
会議録

大崎市農業委員会

## 1. 会議日時

令和3年12月27日（月）

午後1時30分開会～午後3時51分閉会

## 2. 場 所

宮城県大崎合同庁舎 5階 503・504 会議室

## 3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱による届出について

報 告 4 農地法第3条第1項の規定による許可書の返戻届について

報 告 5 農地法第5条第1項の規定による許可書の返戻届について

報 告 6 大崎市賃貸料情報提供について

議案第57号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第58号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第59号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第60号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第61号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による決定について

議案第62号 農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による  
意見決定について

議案第63号 非農地証明願について

## 4. 出席委員(25名)

1番 小 関 芳 樹 委員

2番 櫻 井 正 幸 委員

3番 武 田 俊 美 委員

4番 佐 藤 裕 之 委員

6番 佐々木 正 彦 委員

7番 布 塚 幸 子 委員

8番 鈴 木 淳 也 委員

9番 菅 原 ひろみ 委員

10番 横 山 藏 人 委員

11番 中 鉢 守 委員

12番 渋 谷 裕 子 委員

13番 高 橋 英理子 委員

14番 佐々木 俊 通 委員

15番 下 山 信 行 委員

16番 只 埜 和 臣 委員

17番 菅 原 まり子 委員

18番 高 橋 順 子 委員

19番 中 條 泰 洋 委員

20番 菅原清一 委員

21番 小野寺正晃 委員

22番 鈴木至 委員

23番 佐々木 涉 委員

24番 齋藤浩義 委員

25番 熊谷安正 委員

26番 佐々木政直 委員

5. 欠席委員（1名）

5番 齋藤真理子 委員

6. 遅刻委員（なし）

7. 議案提案者

会長 佐々木 政直

8. 出席職員

事務局長 千葉 晃一

事務局次長 新堀 秀一

事務局長補佐 真田 賢一

主幹兼係長 松浦 嘉孝

主幹兼係長 北浦 邦之

主事 堀越 拓磨

事務所長 佐々木 賢

主幹兼係長 大沼 淳子

主事 鈴木 貴典

事務所長 門間 道浩

午後1時30分開会

事務局（真田賢一事務局長補佐）

ただいまから令和3年度第9回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。

開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長（佐々木政直委員）

〔挨拶〕

事務局（真田賢一事務局長補佐）

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、総会に入りたいと思います。

本日の欠席通告者は、5番齋藤真理子委員でございます。また、23番佐々木渉委員より早退の届出がございます。

出席委員定足数に達しておりますので、大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により令和3年度第9回大崎市農業委員会定例総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に、次第の3会期の決定についてお諮りいたします。

会期を本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。9番菅原ひろみ委員、10番横山藏人委員にお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

なお、本日の会議録書記に、真田賢一事務局長補佐を指名いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務報告をお願いいたします。事務局。

事務局（新堀秀一事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、次第の7審議事項に入ります。

審議事項の報告について、事務局から説明願います。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔報告1～6の説明〕

議長（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から6の事項に対して、確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、これより議案審議に入ります。議案第57号農地法第3条第1項の規定による許可申請について審議いたします。番号162番から197番までの36か件のうち、番号194番、195番、197番については、議案第59号番号180番、181番、182番とそれぞれ関連する案件であることから、議案第59号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第57号、番号162番から197番までの36か件のうち、番号194番、195番、197番の3か件を除く33か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

番号172番1か件については、●番委員が関係する案件であります。この1か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしとのことですので、議案第57号、番号172番1か件について先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、●番委員には当該議案が終了するまで退席していただき、関係議案終了後に入室着席願います。●番委員、退席願います。

〔●番 ● 退席〕

議長（佐々木政直会長）

番号172番1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号172番1か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第57号、番号172番1か件を許可いたします。●番委員

の入室を認めます。

〔 番 入室〕

議長（佐々木政直会長）

議案第 57 号，番号 162 番から 197 番までの 36 件のうち，番号 172 番，194 番，195 番，197 番の 4 件を除いた 32 件について質疑を承ります。質疑ございませんか。15 番委員。

15 番（下山信行委員）

15 番です。番号 185 番についてお聞きいたします。売買ということですが，10 アール当たりの価格が 150 万円余りと，一般的な田の価格よりかなり高い金額での取引となっております。この売買金額になった経緯がお分かりであればお聞きしたいのと，現況は田ということですが，今現在まで農作物の作付がされていたのかお聞きいたします。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

ご説明いたします。申請地は，昭和 53 年に現在の所有者が相続したものでございますが，実際には，今回の譲受人がこの農地を管理していたということでございます。譲受人から見て，この農地が元々は実家の土地のようでございます。自分のもとへ戻したいということでの申請でございました。売買価格が 10 アール当たりに換算すると，事務局で把握している相場よりも倍以上のかなり高額になってございますが，当該地の面積分として総額 60 万円という金額になってございます。当該地の経緯から見まして，どうしても譲受人側が当該地を欲しいという気持ちがあつて，切りのいい数字でということを求められ，申請者双方の間でこの金額で話がまとまっているということでもございましたので，これで申請を受理した次第でございます。

議長（佐々木政直会長）

15 番委員，よろしいですか。

15 番（下山信行委員）

分かりました，ありがとうございます。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。14 番委員。

14 番（佐々木俊通委員）

14 番です。番号 178 番について、新規就農ということですが、譲受人の住所と当該地が少し離れているのですが、これは通いで農作業をやるということなのでしょうか。

それから、営農計画はどうなっていますか。農機具などはどうするのか、お聞かせ願います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

お答えいたします。今回申請された農地には、隣接した空き家がございまして、その空き家が譲受人の生家となっております。農地の利用方法ですが、栽培品目は牧草や野菜です。さらに一部、番号 179 番の方につきましては水稻の耕作となっております。農機具につきましては、草刈り機と軽トラックについては自己所有でございます。トラクターや田植え機、コンバインなどにつきましては、地元の農地利用最適化推進委員会からお借りし、加えて農地の管理や農業指導、技術指導などにつきましても、地元の農地利用最適化推進委員会からアドバイスをいただけるという確約をいただいております。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

14 番委員、よろしいですか。そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 57 号、番号 162 番から 197 番までの 36 件のうち、議案第 59 号で併せて審議する番号 194 番、195 番、197 番の 3 件を除いた 33 件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 57 号、162 番から 197 番までの 36 件のうち、番号 194 番、195 番、197 番の 3 件を除いた 33 件について許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第58号農地法第4条第1項の規定による許可申請の意見決定について番号13番から16番までの4か件のうち、番号13番、14番、15番の3か件については、議案第60号にてそれぞれ関連する案件であることから、議案第60号で併せて審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第58号、番号13番から16番までの4か件のうち、番号13番から15番までの3か件を除く1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひいたします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。12月24日金曜日に、20番委員、21番委員、22番委員、23番委員、24番委員、1番委員、6名と、事務局2名で現地調査していただきましたので報告いたします。番号16番につきまして、1番委員、報告をお願いいたします。

1番（小関芳樹委員）

1番です。それでは、番号16番について報告します。転用して採石置場などにするものです。申請地の状況ですが、東側に雑種地、西側に田んぼ、南側に雑種地、北側に農道を挟んで田んぼがあります。田んぼは今年、稲刈りをした状態でした。農地区分としては、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地でございます。雨水は、自然浸透で処理するほかに、南側の水路を利用するようでございますので、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）



質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号16番1か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第58号、番号13番から16番までの4か件のうち、番号13番から15番の3か件を除いた番号16番1か件を意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第59号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号161番から182番までの22か件と、議案第58号、番号194番、195番、197番の3か件を併せた25か件について、審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願いたします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、調査報告いたします。番号161番につきまして、24番委員、報告をお願いいたします。

24番（齋藤浩義委員）

24番です。番号161番を報告いたします。砂利採取を目的とした農地の一時転用申請でございます。申請地の状況ですが、畑と山林に囲まれた所で、東側には宅地、南側は山林、そのほかの二方は畑でした。申請地の管理状況につきましては、雑草が繁茂していました。農地区分は農振農用地であり、原則は転用不許可だが、1年以内の一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供することが必要であることから、例外的に許可できるものと見てきま

した。雨水については、自然浸透で処理し、周辺農地への影響はないものと見てきました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号 162 番を 23 番委員，報告をお願いいたします。

23 番（佐々木渉委員）

23 番です。番号162番を報告します。太陽光発電設備設置を目的とした転用です。周辺地の状況ですが、四方とも牧草地となっております。申請地の管理状況は、牧草が植えられておりました。農地区分ですが、中山間地域に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地と見てきました。雨水対策は自然浸透で処理し、周辺農地への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

番号163番，164番，165番，166番を22番委員，報告をお願いいたします。

22 番（鈴木至委員）

22 番です。番号 163 番を報告します。積載スペースを含め、砂，碎石置場設置を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、宅地と農地，雑種地に囲まれた農地になります。周囲の状況は、東側が雑種地，西側が畑，南側が畑，北側が宅地になります。申請地の管理状況は、一部ネギが作付され，そのほかは耕起管理がされておりました。農地区分に関しましては，おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地で，原則転用不許可だが，既存施設の拡張で敷地面積の 2 分の 1 を超えないものであり，例外的に許可できるものと見てまいりました。雨水排水対策は自然浸透で処理し，土砂の流出対策につきましては，西側と南側の農地に対し L 型擁壁を設ける予定で，周辺農地への影響は問題ないものと見てまいりました。

続きまして，番号164番，165番を報告いたします。宅地分譲を目的とした転用です。申請地周辺の状況は，宅地と道路に囲まれた農地になります。周囲の状況は，東側が宅地，西側が道路の法面，南側が宅地，北側が道路になります。申請地の管理状況は，除草管理がされて良好でした。農地区分に関しましては，都市計画区域内で用途指定されている第 3 種農地になります。周辺への影響については，ございません。

続きまして、番号166番を報告します。居宅1棟と物置、自家用駐車場の設置を目的とした転用です。申請地周辺の状況は、宅地と農地に囲まれた農地になります。周囲の状況は、東側が道路を挟み宅地、西側が畑、南側が畑、北側が宅地になります。申請地の管理状況は、耕起管理がされておりました。農地区分に関しましては、住宅の用に供する施設が連担している第3種農地になります。雨水排水対策は東側の水路に流します。生活排水は浄化槽に流します。土砂の流出対策については、西側と南側の農地に対しブロック塀を設けることで防ぐ予定で、周辺農地への影響につきましても、問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号167番を23番委員、報告をお願いいたします。

23番（佐々木渉委員）

23番です。番号167番を報告します。アパート2棟、駐車場、物置などの設置を目的とした転用です。申請地周辺の状況ですが、四方とも宅地となっております。申請地の管理状況ですが、北側の出入り口付近から、全体の約7割程度砂利が敷かれておりました。農地区分ですが、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地です。雨水につきましても、北側の既存の水路へ流し、生活排水につきましても、公共下水道を利用する予定となっております、周辺への影響はないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号168番を24番委員、報告をお願いいたします。

24番（齋藤浩義委員）

24番です。番号168番を報告します。事務所、倉庫などの設置を目的とした転用です。申請地の状況は、東側と南側が申請地より一段低い農地でした。北側は宅地、西側は休耕田、東側と南側は畑です。申請地の管理状況は、野菜が作付されておりました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可だが、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されることから、例外的に許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は、北側の自宅の集水枡に流し、東側と南側には法面処理をすることによって、問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号 169 番, 170 番を 22 番委員, 報告をお願いいたします。

#### 22 番 (鈴木至委員)

22 番です。番号 169 番を報告します。居宅 1 棟, 自家用駐車場などの設置を目的とした転用です。申請地周辺の状況は, 宅地と農地に囲まれた農地になります。周囲の状況が, 東側に水路を挟み田んぼ, 西側が宅地, 南側が道路を挟み宅地, 北側が田んぼになります。申請地の管理状況は, ビニールハウスが 1 棟建っていた状況になります。農地区分に関しましては, おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地で, 原則転用不許可だが, 居住者の日常生活に必要な施設であることから, 例外的に許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響については, 雨水排水対策は, 雨水枡を設けるほか, 自然浸透で処理します。生活排水は浄化槽に流します。土砂流出対策は, 東側と北側の農地に対し法面処理をする予定とのことで, 問題ないものと見てまいりました。

続きまして, 番号 170 番を報告します。貸しタイヤラック等大型什器置場などを目的とした転用です。申請地周辺の状況は, 宅地と農地, 雑種地に囲まれた農地になります。申請地周辺は, 東側に雑種地, 西側に畑, 南側が道路を挟み宅地, 北側が雑種地になります。申請地の管理状況は, 草刈り管理がされ, 宅地に付随する細長い土地でございました。農地区分に関しましては, おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地で, 原則転用不許可だが, 業務上必要な施設であることから, 例外的に許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響については, 雨水排水は自然浸透で処理することで農地に影響はございません。以上になります。

#### 19 番 (中條泰洋委員)

番号 171 番について, 20 番委員, 報告をお願いいたします。

#### 20 番 (菅原清一委員)

20 番です。番号 171 番を報告します。駐車場設置を目的とした転用です。申請地の周辺の状況は, 三方が畑に囲まれている状況でありました。管理状況は, 除草管理されておりました。農地区分は, おおむね 10 ヘクタール以上の一団の農地に属する第 1 種農地で, 原則転用は不許可だが, 既存施設の拡張で敷地面積の 2 分の 1 を超えないものであり, 例外的に許可できるものと見てまいりま

した。周辺農地への影響についてですが、この駐車場への雨水については、自然浸透で処理するというので、問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号172番，173番，174番，175番を21番委員，報告をお願いいたします。

21番（小野寺正晃委員）

21番です。番号172番を報告します。宅地分譲9区画と位置指定道路，道路後退を目的とした転用でございます。申請地周辺の状況につきましては，宅地と農地に囲まれた所で，西側に作付された農地がございました。申請地の管理状況といたしましては，一部作付があり，一部休耕となっております。農地区分につきましては，都市計画区域内で用途指定されているため，第3種農地となります。雨水排水対策に関しましては，擁壁を設け，U字溝を新設し，南北にある水路へ排水する予定となっております，周辺農地への影響はないものと見てまいりました。

続きまして，番号173番を報告します。宅地分譲2区画と通路，水路，道路後退を目的とした転用でございます。申請地の周辺の状況につきましては，農地と宅地に囲まれた所で，北側の一段高い所に農地がございました。申請地の管理状況といたしましては，作付されておりませんが，除草管理はされておりました。農地区分といたしましては，都市計画区域内で用途指定されているため，第3種農地となります。周辺農地への影響につきましては，北側が一段高くなっており，そちらからの雨水排水などの流出はないものと思われま。そのほかの雨水排水に関しましては，U字溝を新設しまして，北側にある既存の水路へ排水することから，影響はないものと思われま。

続きまして，番号174番を報告します。宅地分譲7区画，位置指定道路，専用道路を目的とした転用です。申請地周辺の状況につきましては，四方を宅地に囲まれた所です，農地はございませんでした。申請地の管理状況といたしましては，作付されておりませんが，除草管理されておりました。農地区分に関しましては，都市計画区域内で用途指定されているため，第3種農地となります。周辺に農地はございませんが，周辺への土砂などの流出防止のためにL型擁壁を全面に施工し，雨水排水に関しましてはU字溝を新設しまして，南側にある水路へ排水するとの計画となっております。

続きまして、番号175番を報告します。資材置場、従業員・来客用駐車場5台のほか、倉庫72平方メートルの一部を目的とした転用でございます。申請地の周辺の状況につきましては、農地に囲まれた所で、北側と東側と南側には農地がございました。申請地の管理状況といたしましては、331平方メートルの方の申請地に関しましては、ビニールハウスのほか畑があり、現在も作付された形跡がございました。17平方メートルの方の申請地に関しましては、一部倉庫がすでに建築されている状態となっております。農地区分に関しましては、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可ですが、業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるもので、例外的に許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響に関しましては、南側に既存の水路がございますので、そちらの水路へ排水することによって、影響はないものと思われまふ。以上となります。

19番（中條泰洋委員）

番号176番を24番委員、報告をお願いいたします。

24番（齋藤浩義委員）

24番です。番号176番を報告します。市営住宅用地造成を目的とした転用です。申請地の状況ですが、畑と宅地に囲まれた農地です。三方を宅地、東側に畑です。申請地の管理状況は、一部野菜が作付されており、また一部は雑草が繁茂してございました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定された第3種農地と見てきました。雨水排水は、周りに排水路をまわし、北側の道路の側溝に流し処理するそうです。また、土砂流出はL型擁壁を設置することで防ぐこととて周辺農地への影響はないものと見てきました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

番号177番、178番、179番を20番委員、報告をお願いいたします。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号177番を報告します。東北新幹線テレビ電波障害対策用受信点移設に伴う仮設トイレ、工事車両置場など設置に係る一時転用です。申請地の周辺の状況は、宅地と農地に囲まれた場所です。申請地の管理状況は、除草管理されてございました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地であります。当該農地には、鉄板を敷き作業をするということでありま

す。周辺農地への影響についてですが、雨水排水は自然浸透で処理するという  
ことで、問題ないものと見てまいりました。

次に番号 178 番を報告します。仮設事務所、仮設トイレなどの設置を目的とし  
た一時転用であります。申請地周辺の状況ですが、高低差がある場所で、道路  
脇に集落がある場所でありました。申請地の管理状況は、休耕田ということで、  
除草管理されておりました。農地区分については、中山間地域等に存在する 10  
ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第 2 種農地であります。周辺農地  
への影響についてですが、雨水排水処理は自然浸透で処理することで、問題な  
いものと見てまいりました。

次に番号 179 番を報告します。仮設事務所、仮設トイレなどの設置を目的とし  
た一時転用であります。申請地周辺の状況ですが、高速道路沿いで、三方が一  
部山林化している状況でありました。申請地の管理状況については、休耕田で  
除草管理がなされておりました。農地区分ですが、農振農用地で原則転用不許  
可ですが、一時的な転用であって、利用目的を達成する上で当該農地を供する  
ことが必要であると認められるため、例外的に許可できるものと見てまいりま  
した。周辺農地への影響についてですが、雨水は自然浸透で処理することにな  
っており、問題ないものと見てまいりました。以上です。

#### 19番（中條泰洋委員）

番号180番，181番，182番を23番委員，報告をお願いいたします。

#### 23番（佐々木 渉委員）

23番です。番号180番を報告します。営農型太陽光パネル設置に係る一時転用  
です。申請地周辺の状況ですが、周囲は四方とも田となっております。申請地  
の管理状況ですが、耕起されておりました。農地区分ですが、農振農用地で原  
則転用不許可だが、営農型太陽光パネル設置による一時的な転用であることか  
ら、例外的に許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響につしま  
しては、雨水は自然浸透で処理し、また、南側の既存の水路へ排水することか  
ら、問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号181番を報告します。同じく営農型太陽光パネル設置に係る  
一時転用です。申請地周辺の状況ですが、東側と西側が休耕田、南側が原野、北  
側に営農型太陽光パネルの下で榊が植えられておりました。申請地の管理状況で

すが、雑草が繁茂しておりました。農地区分ですが、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可ですが、営農型太陽光パネル設置による一時的な転用であることから、例外的に許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響につきましては、雨水排水は、自然浸透で処理し、問題ないものと見てまいりました。

続きまして、番号182番を報告します。同じく営農型太陽光パネル設置に係る一時転用です。申請地周辺の状況ですが、東側と南側が休耕田となっております。北側が道路を挟んで田、西側に、こちらも営農型太陽光パネルの下で榊が植えられておりました。申請地の管理状況ですが、雑草が繁茂しておりました。農地区分は、こちらもおおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地で、原則転用不許可ですが、営農型太陽光パネル設置による一時的な転用であることから、例外的に許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響につきましては、雨水は自然浸透で処理することで、問題ないものと見てまいりました。以上です。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

質疑を承ります。質疑ございませんか。18番委員。

18番（高橋順子委員）

番号175番についてですが、地番64-2に何か倉庫が建っていたという報告がございましたが、もう少し状況を詳しく聞きたいと思います。

議長（佐々木政直会長） 事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

それでは、番号175番について説明申し上げます。位置図の16ページをご覧くださいますと、西側の三角地帯の部分が地番64-2になります。東側の地番62-3の農地は、今年6月の農振除外の案件でありまして、農振除外後、農業委員会に転用申請に見えられた時に、この三角地帯も実は農地だったというのが判明いたしました。市の農林振興課からは、建物も建っているようなので、地番64-2については非農地証明の申請をして、さらに、地番64-2の農振除外した部分は転用申請したらどうかというアドバイスを受けたとのこと。地番



64-2 について確認したところ、この建物は、未登記物件であり、現地調査においても、掘っ建て小屋のようなものであると確認されたように、固定資産税が課税されるような物件ではございません。また、土地につきましては、平成 22 年から雑種地課税されているということで、いずれも建物を建ててから 20 年間経過というのが確認できなかったものですから、併せて転用申請いただいたものであります。

譲渡人からお話しも伺いましたけれども、地番 64-2 も位置図の真ん中の方に売る時、この土地も既に転用申請済みとっていたということでした。以上でございます。

議長（佐々木政直会長）

18 番委員よろしいですか。そのほか質疑ございませんか。11 番委員。

11 番（中鉢守委員）

今の件ですが、倉庫を建てたのは譲渡人ということでよろしいのでしょうか。（「譲受人です」の声あり）。

では、今度の譲受人であり位置図の真ん中に名前がある方がすでに建てたということですか。（「はい」の声あり）。

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

質疑ございませんか。14 番委員。

14 番（佐々木俊通委員）

14 番です。番号 167 番ですが、先ほど現地調査委員の説明で、7 割方砂利が敷かれていたということですが、ここに砂利を敷いた経緯というのはどのようなものか、ご説明願います。

議長（佐々木政直会長） 事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

こちらの件につきましては、譲渡人の方に事情を確認しております。この土地は、平成 16 年頃に市が行う下水道工事を受託した業者に貸しておりまして、この土地を借りた業者でぬかるみがひどくて碎石を敷いて使用していたようでございます。公共事業に当たりますので、基本的には転用申請は不要でございますが、事業が終わった後に原状回復するのが原則でございますので、それを

怠ったということであるようでございます。以上です。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。14番委員。

14番（佐々木俊通委員）

14番です。番号167番ですが、原状回復を怠ったということで、やはり元に戻すというのが正しいやり方だと思うのですが、この場合、砂利敷き状態に対しそのままというわけにはいかないような気がするので、始末書なり顛末書が必要と思いますが、いかがでしょうか。

議長（佐々木政直会長） 暫時休憩します。

〔午後2時43分から午後2時52分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開します。休憩中、いろいろお話いただいたわけですが、6番委員、まとめをお願いいたします。

6番（佐々木正彦委員）

6番です。番号167番に関しまして、現地調査員より申請地の7割ほどの敷地に砂利が敷かれているという報告がありました。審議に入りまして、14番委員よりその砂利を敷いたことに対して何らかのペナルティが必要ではないかというご意見をいただき、また、休憩中に4番委員からも同様の意見をいただきました。これらの意見をいただいた中で、番号167番の件につきましては、譲渡人より会長並びに宮城県知事宛てに始末書の提出を求めていただき、無断転用である旨の意見を付して、宮城県に進達していただくということでまとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいま、6番委員よりまとめとして、番号167番については、会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達したらいいのではないかとご意見をいただきました。皆さんこれにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。14番委員。

14 番（佐々木俊通委員）

14 番です。番号 170 番ですが、申請地の面積が 13 平方メートルに対して、タイヤラックだったり、プラスチックパレットなどの記載があります。ここは雑種地併用と書いてありますが、その雑種地の面積のほうが大きいのでしょうか。

議長（佐々木政直会長） 事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

位置図の 12 ページを見ていただきますと、この白抜きの部分が併用部分になっておりまして、西側の鍵形になっている所が 13 平方メートルということになります。

議長（佐々木政直会長）

14 番委員，よろしいですか。

14 番（佐々木俊通委員）

あともう 1 点ですが、譲渡人と譲受人の関係性について、お分かりであればご説明願います。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（北浦邦之主幹兼係長）

譲渡人の氏名を見ていただくと、被相続人亡何の誰で、相続財産管理人弁護士となっておりますが、この物件に関しましては、この雑種地も含めまして、一旦、相続放棄された物件であります。譲受人は、この譲渡人の息子でございます。裁判所の審理を経まして、この譲受人に売却するようにしなさいということを受けて、動いているのがこの譲渡人の弁護士になります。一旦相続放棄したものについては、その後相続を原因として登記はできないので、今回の裁判所の命令により売買が行われるということでございます。

議長（佐々木政直会長）

14 番委員，よろしいですか。（「はい」の声あり）

そのほか質疑ございませんか。11 番委員。

11 番（中鉢守委員）

番号 175 番についてすでに建物が建っていたということで、先ほど確認しましたが、譲受人がまだ農地である所に建ててしまったということですので、何

らかの、始末書の類いをいただいたほうがいいと思うのですが、いかがでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

関連して何か質疑ございませんか。暫時休憩します。

〔午後 2 時58分から午後3時00分まで休憩〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開します。6 番委員，まとめお願いいたします。

6 番（佐々木正彦委員）

6 番です。番号175番に関しまして，再度11番委員より意見，何らかのペナルティが必要ではないかというご意見をいただきました。休憩中，地元委員からも補足説明をいただきまして，審議結果といたしましては，譲受人より会長及び宮城県知事宛てに始末書の提出を求めていただき，無断転用である旨の意見を付して宮城県に進達していただくということでまとめたいと思います。以上です。

議長（佐々木政直会長）

ただいま，番号175番について，会長及び県知事宛てに始末書の提出を求めて，無断転用である旨の意見を付して進達するというまとめでございました。これでご異議ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。質疑がないようですので，番号 161 番から 182 番までの 22 件のうち，番号 167 番と 175 番の 2 件を除いた 20 件を意見相当と認め県に進達し，番号 167 番，175 番の 2 件については会長及び県知事宛てに始末書の提出を求め，無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

また，議案第 57 号，番号 194 番，195 番，197 番の 3 件を了としてよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第 59 号，番号 161 番から 182 番までの 22 件のうち

無断転用である番号167番と175番の2か件を除いた20か件を意見相当と認め、県に進達し、番号167番、175番の2か件については会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。また、議案第57号番号194番、195番、197番の3か件を了とし、関連する農地法第5条第1項の許可が県より交付されたのと同時に、許可証を交付するものいたします。

ここで、3時15分まで暫時休憩いたします。

[午後3時05分から午後3時15分まで休憩]

議長（佐々木政直会長）

それでは、再開します。議案第60号農地転用事業計画変更承認申請について番号30番から42番までの13か件と、関連案件である議案第58号、番号13番から15番までの3か件、併せて16か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

それでは、現地調査の報告をお願いいたします。農地委員長、よろしくお願いいたします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査報告いたします。議案第58号、番号13番、14番、15番、続けて、議案第60号、番号35番から42番を1番委員、報告をお願いいたします。

1番（小関芳樹委員）

1番です。それでは、番号30番と31番を併せて報告します。事務所1棟、車庫資材倉庫1棟、駐車場12台分を目的とした転用です。申請地の状況ですが、南側の全体の8分の1程度が1メートル高い状態でした。東側に草地、西側に水路を挟んで田、南側に宅地、北側に水路を挟んで田がございます。管理状況は、除草がなされておりました。申請地南側の1メートル高くなっている部分は、道路と同じ高さでございました。農地区分は、おおむね10ヘクタール以上の一団の農地に属する第1種農地でございます。原則転用不許可だが、業務上

必要な施設で、集落に接続して設置されるものでございますので、例外的に許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、農地に接した部分には畦畔より法面を大きく作って処理をするため、農地への土砂などの侵入に影響はありません。また、雨水対策は自然浸透で処理するという事で影響はないと見てきました。以上でございます。

次に番号32番を報告します。自家用車3台分の駐車場を目的とした転用です。申請地の状況ですが、町なかの農地でございます。申請地周辺は東側に畑、西側に宅地、南側に宅地、北側に市道を挟んで宅地です。申請地の管理状況は、除草がなされておりました。農地区分は、都市計画区域内で用途指定されている第3種農地でございます。雨水対策は、自然浸透で処理することで、周辺農地への影響はないと見てまいりました。以上です。

次に番号35番から42番まで報告します。以前、一時転用の許可を受けて営農型の太陽光パネルを設置している場所でございます。今まではブルーベリーのポット植え、鉢植えにしていたものを、このたび地植えにするということでございました。現在、すでに地植えの状態でございます。申請地の状況ですが、位置図23ページのとおり、南側に開けた状態の所に今回の農地がございまして、排水のよくない農地のため、明渠を掘っていたようでございます。今回、採光が十分取れるため、地植えにしても問題ないということで、地植えにしております。先ほどもお話ししましたが、すでにブルーベリーの苗木が地植えされており、さらに表土が乾燥しないように表面に糠が撒かれておりました。将来は暗渠排水なども考えているようでございます。以上でございます。

19番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告終わります。

議長（佐々木政直会長）

議案第60号、番号30番から42番、議案第58号、番号13番から15番までの16か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第60号、番号30番から42番、議案第58号、番号13番から15番までの16か件について了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 60 号、番号 30 番から 42 番、議案第 58 号、番号 13 番から 15 番までの 16 案件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 61 号農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について番号 633 番から 764 番までの 132 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号633番から764番までの132案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 61 号、番号 633 番から 764 番までの 132 案件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 61 号、番号 633 番から 764 番までの 132 案件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第 62 号農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定による意見決定について番号 18 番から 21 番までの 4 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、番号 18 番から 21 番までの 4 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第62号、番号18番から21番までの4か件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第62号、番号18番から番号21番までの4か件について承認し、宮城県農地中間管理機構に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第63号非農地証明願について番号10番から11番までの2か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。19番委員。

19番（中條泰洋委員）

19番です。それでは、現地調査報告いたします。番号10番を20番委員、報告をお願いいたします。

20番（菅原清一委員）

20番です。番号10番を報告します。申請地は、門道として利用されている状況で、宅地まで100メートル程の砂利道でありました。門道の状態となってから20年以上経過していることの証明となるものですが、平成13年に電子化された登記簿には、建築年月日が載っていなかったため、建築年月日が不詳でありました。ただし、建物自体の状況を確認したところ、相当古い建物で20年は優に超えているものと見てまいりました。また、昭和14年に土地を買い求めたということでもありますので、その頃から建物に付随して使用されていたような状態に見受けられました。今回、非農地証明願を提出するために分筆も行ったそうでもあります。以上です。

19番（中條泰洋委員）



番号 11 番を 24 番委員，報告をお願いいたします。

24番（齋藤浩義委員）

24番です。番号11番を報告します。申請地の状況ですが，車が数台駐めてあり，コンクリートの製品が積まれて置かれてありました。資材置場の状態となつてから20年以上経過していることの証明となるものですが，隣の土地が昭和62年に転用済みであります。また，申請地については，一番古いもので平成2年に結んだ賃貸借契約書があることから，20年以上は経過していたとの判断になります。以上です。

19 番（中條泰洋委員）

以上で現地調査報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

番号 10 番から 11 番までの 2 案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので，議案第 63 号，番号 10 番から 11 番までの 2 案件を了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，議案第 63 号，番号 10 番から 11 番までの 2 案件について農地法の適用を受けないことを証明いたします。これで，審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで，事務局より業務予定をお願いいたします。

事務局（千葉晃一事務局長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

事務局，委員から報告並びに連絡事項はございませんか。事務局。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

〔事務局から連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

ありがとうございました。そのほかございませんか。事務局。

事務局（松浦嘉孝主幹兼係長）

[事務局から連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほかございませんか。6番委員。

6番（佐々木正彦委員）

[委員互助会から連絡事項]

議長（佐々木政直会長）

そのほか、事務局並びに委員の皆様から何かございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項については全て終了いたしました。長時間にわたりまして慎重審議を賜りまして、厚く御礼申し上げたいと思います。これで議長の座を降りさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これもちまして、令和3年度第9回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後3時51分閉会

上記の会議の次第を記録し、その正確なことを証するため、ここに署名する。

令和3年12月27日

会 長 佐々木 政 直

委 員 菅 原 ひろみ

委 員 横 山 藏 人